

証券コード：1861



熊谷組

第88期

定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2025年6月27日（金曜日）
午前10時

開催
場所

東京都新宿区津久戸町2番1号
当社 東京本社 大会議室

議決権行使期限

2025年6月26日（木曜日）
午後5時30分まで

決議事項

- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 剰余金の配当の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件 |
| 第6号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件 |
| 第7号議案 | 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件 |
| 第8号議案 | 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬等の額及び内容決定の件 |

ごあいさつ



株主の皆様には、日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

第88期定時株主総会を6月27日に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

株主の皆様におかれましては、変わらぬご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

取締役社長 上田 真

高める、つくる、そして、支える。

私たちがつくるのは、単なる建物や建造物だけでなく、
そこに集う人々とともに作りあげていくコミュニティです。

(証券コード 1861)
2025 年 6 月 3 日
(電子提供措置の開始日 2025 年 5 月 27 日)

株 主 各 位

本 店 福井市中央 2 丁目 6 番 8 号
東京本社 東京都新宿区津久戸町 2 番 1 号
株式会社 熊 谷 組
取締役社長 上 田 真

第88期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申しあげます。

さて、当社第88期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.kumagaigumi.co.jp/ir/library/stockinfo/meeting/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイト及び三井住友信託銀行ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）の場合は、銘柄名（熊谷組）又は証券コード（1861）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませよう、お願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



三井住友信託銀行ウェブサイトの場合は、同封の議決権行使書用紙にあるQRコードを読み取るか、ID・初期パスワードを入力、ログインのうえ、ご確認くださいよう、お願い申し上げます。

三井住友信託銀行ウェブサイト
<https://www.soukai-portal.net>



なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、2025年6月26日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

6頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

【郵送による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区津久戸町2番1号 当社 東京本社 大会議室
3. 目 的 事 項
 - 報 告 事 項 1. 第88期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第88期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件
- 決 議 事 項
 - 第1号議案 剰余金の配当の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件

- 第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
第8号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。従って、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
- ・会社の体制及び方針
 - ・連結株主資本等変動計算書
 - ・連結計算書類の連結注記表
 - ・株主資本等変動計算書
 - ・計算書類の個別注記表
- (2) インターネットによる方法と議決権行使書を重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものといたします。また、インターネットによる方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものといたします。
- (3) ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なおご来場の株主様へのお土産のご用意はございません。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト、東証ウェブサイト及び三井住友信託銀行ウェブサイトにその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

# 議決権行使のご案内

次のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

## インターネットによる 議決権行使の場合



### 行使期限

2025年6月26日  
(木曜日)  
午後5時30分まで

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

詳しくは次ページへ

## 書面(郵送)による 議決権行使の場合



### 行使期限

2025年6月26日  
(木曜日)  
午後5時30分必着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただきご送付ください。

## 株主総会に ご出席される場合



### 株主総会開催日時

2025年6月27日  
(金曜日)  
午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

- インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものいたします。  
また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

## (ご参考)『株主総会ポータル®』のご案内 招集通知の確認も議決権行使も簡単に！

### POINT 1

## スマートフォンで読みやすい

議案情報、企業情報、業績情報を読みやすく。株主総会資料も閲覧できます。

### POINT 2

## 簡単・便利にアクセスが可能

お手持のスマートフォン等で議決権行使書用紙に記載のQRコード®を読み取り簡単にアクセスできます。

**ID・パスワードの入力は不要です。**

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

### POINT 3

## 議決権行使も楽々

ボタン1つで議決権行使画面へ移動。

議案を確認後、そのまま議決権行使が可能です。



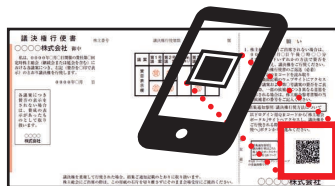
# インターネットによる議決権行使のご案内

議決権行使期限 2025年6月26日（木）午後5時30分まで

## QRコードを読み取る方法「スマート行使<sup>®</sup>」

### スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコード<sup>®</sup>を読み取ります。
- 2 株主総会ポータル<sup>®</sup>トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使<sup>®</sup>トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※QRコードは（株）デンソーウェブの登録商標です。



「スマート行使<sup>®</sup>」での議決権行使は1回に限り可能です。

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」（ただし議決権行使ウェブサイトへアクセスするパスワードを株主様ご自身で変更されている場合は変更後のパスワード）をご入力してログインし、再度議決権行使をお願いいたします。

## PC等による議決権行使方法

株主総会ポータルURL ▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力のうえアクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。▶ <https://www.web54.net>

議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」のご入力により、議決権行使が可能です。

株主総会ポータルのご利用方法・  
インターネットによる議決権行使に  
関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）  
（受付時間 午前9時～午後9時）

### 議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

## (ご参考)

### 事前質問受付のご案内

**事前質問受付期限 2025年6月20日（金）午後5時30分まで**

本株主総会においては、株主総会ポータルを通じて、株主様より議案に関するご質問を事前に承ります。いただいたご質問の中で株主の皆さまの関心が高いと思われるご質問については、本株主総会にて取り上げさせていただきます。

議決権行使方法と同様に、株主総会ポータルにアクセスいただき、トップ画面から「事前質問へ」ボタンをタップ／クリックします。「事前質問のご入力」画面が表示されますので、以降は画面の案内に従ってご質問をご入力ください。

※株主様お一人につき、ご質問は3回までとさせていただきます。

※いただいたご質問に対して、個別に回答はいたしませんのでご了承ください。

※本株主総会で取り上げることに至らなかったご質問につきましては、今後の参考とさせていただきます。

お手元のスマートフォン等で議決権行使書用紙に記載のQRコード®を読み取り簡単にアクセスできます。

**ID・パスワードの入力は不要です。**

※QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。



### 株主総会の当日の映像について

株主総会会場にご来場されない株主様のため、株主総会当日の映像を、後日、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

▶ <https://www.kumagaigumi.co.jp/ir/library/stockinfo/meeting/>



# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、利益配分につきまして、経営基盤の強化並びに事業収益拡大のために内部留保の充実を図りつつ、当期業績や中長期の業績見通し及び経営環境等を勘案し、株主の皆様へ適正かつ安定的に利益還元していくことを基本方針としております。

また、「中期経営計画（2024～2026年度）」においては、配当性向40%を目途に株主還元を継続していく方針としております。このような基本方針及び中期経営計画に基づき、第88期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき130円  
なお、この場合の配当総額は5,617,421,420円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2025年6月30日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 当社は、「建設を核とした事業活動を通して、社会に貢献する企業集団を目指す」という経営理念の実現のために、企業統治（コーポレート・ガバナンス）の実効性を高めていくことを、最も重要な課題の一つとして基本方針に位置づけています。

この基本方針の下、現行の機関設計（監査役会設置会社）において取締役会の実効性評価による改善課題をふまえながら実効性向上への取組みを継続的に進めてまいりました。

今般、その取組みの一環として、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

- (2) 資本政策及び配当政策を機動的に行うことができるよう、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を変更案第33条として新設し、同条の一部と内容が重複する現行定款第7条を削除するとともに、現状年1回の配当を年2回に増やし、株主の皆様への利益還元の機会を充実させるため、剰余金の配当の基準日について現行定款第38条を変更案第34条に変更し、中間配当の基準日を設けるものであります。

- (3) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案に係る定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

(下線部分は変更部分であります。)

| 現 行 定 款                                                        | 変 更 案                          |
|----------------------------------------------------------------|--------------------------------|
| 第1章 総 則                                                        | 第1章 総 則                        |
| 第1条 <条文省略>                                                     | 第1条 <現行通り>                     |
| (目 的)                                                          | (目 的)                          |
| 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。                                       | 第2条 <現行通り>                     |
| 1. ～21. <条文省略>                                                 | <u>①～⑳</u> <現行通り>              |
| 第3条 <条文省略>                                                     | 第3条 <現行通り>                     |
| (機 関)                                                          | (機 関)                          |
| 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。                                 | 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 |
| 1. 取締役会                                                        | <u>①</u> 取締役会                  |
| 2. 監査役                                                         | <u>②</u> 監査等委員会                |
| 3. 監査役会                                                        | <削除>                           |
| 4. 会計監査人                                                       | <u>③</u> 会計監査人                 |
| 第5条 <条文省略>                                                     | 第5条 <現行通り>                     |
| 第2章 株 式                                                        | 第2章 株 式                        |
| 第6条 <条文省略>                                                     | 第6条 <現行通り>                     |
| (自己の株式の取得)                                                     |                                |
| 第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。 | <削除>                           |
| 第8条 <条文省略>                                                     | 第7条 <現行通り>                     |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>1.～4. &lt;条文省略&gt;</p> <p>第10条～第12条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第13条～第18条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第19条 当会社の取締役は、12名以内とする。</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. ～3. &lt;条文省略&gt;</p> <p>(任 期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> | <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 &lt;現行通り&gt;</p> <p>①～④ &lt;現行通り&gt;</p> <p>第9条～第11条 &lt;現行通り&gt;</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 &lt;現行通り&gt;</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第18条 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、12名以内とする。</p> <p>2. <u>当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. ～3. &lt;現行通り&gt;</p> <p>(任 期)</p> <p>第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                      | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p>                                                                                                        | <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4. <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> |
| <p>第22条           &lt;条文省略&gt;</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の2日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要あるときはこれを短縮することができる。</p> <p>&lt;新設&gt;</p> | <p>第21条           &lt;現行通り&gt;</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の2日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要あるときはこれを短縮することができる。</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第23条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>                           |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第24条～第25条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(役付取締役および代表取締役)</p> <p>第26条 取締役会は、その決議によって代表取締役として取締役社長1名を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役会長1名、取締役副会長および取締役相談役各若干名を定めることができる。</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって第1項のほか、代表取締役若干名を選定することができる。</p> <p>(報 酬 等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>2. 前項の報酬には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとする。</p> | <p>第24条～第25条 &lt;現行通り&gt;</p> <p>(役付取締役および代表取締役)</p> <p>第26条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>代表取締役として取締役社長1名を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>取締役会長1名、取締役副会長および取締役相談役各若干名を定めることができる。</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>第1項のほか、代表取締役若干名を選定することができる。</p> <p>(報 酬 等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>2. 前項の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとする。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                         |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条           &lt;条文省略&gt;</p> <p>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第5章      <u>監査役および監査役会</u></p> <p><u>(員 数)</u></p> <p>第29条 当会社の監査役は、5名以内とする。</p> <p><u>(選任方法)</u></p> <p>第30条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(任 期)</u></p> <p>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> | <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条           &lt;現行通り&gt;</p> <p>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 変 更 案                                                                                     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第32条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の2日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要あるときはこれを短縮することができる。</u></p> <p><u>(監査役会規則)</u></p> <p>第33条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> <p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p>第34条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>(報 酬 等)</u></p> <p>第35条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第36条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> | <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>2. <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">＜新設＞</p> <p style="text-align: center;">＜新設＞</p> <p style="text-align: center;">＜新設＞</p> <p style="text-align: center;">＜新設＞</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>第37条      ＜条文省略＞</p> | <p style="text-align: center;">第5章      監査等委員会</p> <p style="text-align: center;">(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第29条    <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の2日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要あるときはこれを短縮することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(監査等委員会規則)</p> <p>第30条    <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p style="text-align: center;">(常勤の監査等委員)</p> <p>第31条    <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>第32条      ＜現行通り＞</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">＜新設＞</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第38条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当を行なう。</p> <p style="text-align: center;">＜新設＞</p> <p style="text-align: center;">＜新設＞</p> <p>第39条      ＜条文省略＞</p> <p style="text-align: center;">＜新設＞</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> | <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第33条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第34条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p>3. 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>第35条      ＜現行通り＞</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>当社は、第88期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> |

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（11名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）9名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 |    | 氏名                  | 地位              | 担当                                         | 出席回数／<br>取締役会     |
|-------|----|---------------------|-----------------|--------------------------------------------|-------------------|
| 1     | 再任 | うえだ しん<br>上田 真      | 取締役社長<br>執行役員社長 |                                            | 100%<br>(17回／17回) |
| 2     | 再任 | おか いち こう<br>岡市 光司   | 取締役<br>執行役員副社長  | 技術担当、安全担当、品質・環境担当、新事業担当、国際事業担当、住友林業株協業推進担当 | 100%<br>(17回／17回) |
| 3     | 再任 | やぐち ひろ やす<br>谷口 弘恭  | 取締役<br>専務執行役員   | 管理本部長、コンプライアンス担当、危機管理担当                    | 100%<br>(13回／13回) |
| 4     | 再任 | おの てつ お<br>小野 哲男    | 取締役<br>専務執行役員   | 土木事業本部長                                    | 100%<br>(13回／13回) |
| 5     | 再任 | いとう たい じ<br>伊藤 泰治   | 取締役<br>専務執行役員   | 建築事業本部長                                    | 100%<br>(13回／13回) |
| 6     | 再任 | さとう たつる<br>佐藤 建     | 取締役<br>非業務執行    |                                            | 100%<br>(17回／17回) |
| 7     | 再任 | おか だ しげる<br>岡田 茂    | 取締役<br>社外 独立役員  |                                            | 100%<br>(17回／17回) |
| 8     | 再任 | さくら ぎ きみ え<br>桜木 君枝 | 取締役<br>社外 独立役員  |                                            | 100%<br>(17回／17回) |
| 9     | 再任 | なら まさ や<br>奈良 正哉    | 取締役<br>社外 独立役員  |                                            | 100%<br>(17回／17回) |

候補者番号 1

う え だ し ん  
上田 真 (1961年12月23日生)

再任



■ 所有する当社の株式数  
4,500株

■ 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

|           |               |           |              |
|-----------|---------------|-----------|--------------|
| 1984年 4 月 | 当社入社          | 2017年 4 月 | 当社首都圏支店長     |
| 2014年 4 月 | 当社執行役員        | 2020年 4 月 | 当社専務執行役員     |
| 2014年 4 月 | 当社首都圏支店副支店長   | 2021年 4 月 | 当社建築事業本部長    |
| 2014年 4 月 | 当社首都圏支店建築事業部長 | 2021年 6 月 | 当社取締役        |
| 2015年 6 月 | 当社プロジェクト対策室長  | 2024年 4 月 | 当社取締役社長（現任）  |
| 2017年 4 月 | 当社常務執行役員      | 2024年 4 月 | 当社執行役員社長（現任） |

■ 取締役候補者とした理由

同氏は、建築事業部門での要職を歴任後、建築事業本部長を務めるなど、同事業部門に関する幅広い知識と豊富な実務経験を有しており、2017年4月から2021年3月まで首都圏支店長として、拠点経営の実績もあります。また、2024年4月からは代表取締役社長として当社グループを主導し、将来を見据えた当社の企業価値向上に努めております。当社は、同氏が経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など取締役としての役割を適切に果たしてきたと評価されることや、同氏のこれまでの経験を活かすことが当社の経営上も有用であると判断されることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者番号 2

おか いち こう じ  
岡市 光司 (1960年4月3日生)

再任



■ 所有する当社の株式数  
1,900株

■ 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

|           |                   |           |                       |
|-----------|-------------------|-----------|-----------------------|
| 1984年 4 月 | 当社入社              | 2021年 4 月 | 当社土木事業本部鉄道プロジェクト推進本部長 |
| 2016年 4 月 | 当社執行役員            | 2021年 6 月 | 当社取締役（現任）             |
| 2016年 4 月 | 当社土木事業本部副本部長      | 2024年 4 月 | 当社執行役員副社長（現任）         |
| 2016年 4 月 | 当社土木事業本部土木部長      | 2024年 4 月 | 当社技術担当（現任）            |
| 2017年 4 月 | 当社関西支店長           | 2024年 4 月 | 当社安全担当（現任）            |
| 2018年 4 月 | 当社常務執行役員          | 2024年 4 月 | 当社品質・環境担当（現任）         |
| 2019年 4 月 | 当社関西支店関西夢プロジェクト室長 | 2024年 4 月 | 当社新事業担当（現任）           |
| 2020年 4 月 | 当社専務執行役員          | 2024年 4 月 | 当社国際事業担当（現任）          |
| 2021年 4 月 | 当社土木事業本部長         | 2024年 4 月 | 当社住友林業(株)協業推進担当（現任）   |

■ 取締役候補者とした理由

同氏は、入社以来、土木事業部門に従事し、数多くの都市土木工事に携わったほか、土木事業本部長を務めるなど、同事業部門に関する幅広い知識と豊富な実務経験を有しております。また、2017年4月から2021年3月まで関西支店長として拠点経営の実績もあります。当社は、同氏が経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など取締役としての役割を適切に果たしてきたと評価されることや、同氏のこれまでの経験を活かすことが当社の経営上も有用であると判断されることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者番号 3

や ぐち ひろ やす  
谷口 弘恭 (1963年2月10日生)

再任



■ 所有する当社の株式数  
1,600株

■ 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

|           |              |           |                  |
|-----------|--------------|-----------|------------------|
| 1986年 4 月 | 当社入社         | 2023年 4 月 | 当社管理本部長（現任）      |
| 2020年 4 月 | 当社管理本部副本部長   | 2024年 4 月 | 当社専務執行役員（現任）     |
| 2020年 4 月 | 当社管理本部人事総務部長 | 2024年 4 月 | 当社コンプライアンス担当（現任） |
| 2021年 4 月 | 当社執行役員       | 2024年 4 月 | 当社危機管理担当（現任）     |
| 2023年 4 月 | 当社常務執行役員     | 2024年 6 月 | 当社取締役（現任）        |

■ 取締役候補者とした理由

同氏は、入社以来、財務部長や人事総務部長等の要職を歴任後、管理本部長を務めるなど、管理部門に関する幅広い知識と豊富な実務経験を有しております。当社は、同氏が経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など取締役としての役割を適切に果たしてきたと評価されることや、同氏のこれまでの経験を活かすことが当社の経営上も有用であると判断されることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者番号 4

お の てつ お  
小野 哲男 (1963年 6 月28日生)

再任



■ 所有する当社の株式数  
900株

■ 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

|           |              |           |               |
|-----------|--------------|-----------|---------------|
| 1986年 4 月 | 当社入社         | 2024年 4 月 | 当社専務執行役員（現任）  |
| 2020年 4 月 | 当社土木事業本部副本部長 | 2024年 4 月 | 当社土木事業本部長（現任） |
| 2021年 4 月 | 当社執行役員       | 2024年 6 月 | 当社取締役（現任）     |
| 2023年 4 月 | 当社常務執行役員     |           |               |
| 2023年 4 月 | 当社名古屋支店長     |           |               |

■ 取締役候補者とした理由

同氏は、入社以来、土木事業部門に従事し、作業所長として各種工事に携わったほか、土木事業本部長等の要職を務めるなど、同事業部門に関する幅広い知識と豊富な実務経験を有しております。また、2023年4月から2024年3月まで名古屋支店長として拠点経営の実績もあります。当社は、同氏が経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など取締役としての役割を適切に果たしてきたと評価されることや、同氏のこれまでの経験を活かすことが当社の経営上も有用であると判断されることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者番号 5

い と う      たい    じ  
伊藤      泰治 (1964年2月4日生)

再任



■ 所有する当社の株式数  
1,700株

■ 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

|          |                        |          |               |
|----------|------------------------|----------|---------------|
| 1986年 4月 | 当社入社                   | 2023年 4月 | 当社常務執行役員      |
| 2021年 4月 | 当社執行役員                 | 2023年 4月 | 当社中四国支店長      |
| 2021年 4月 | 当社建築事業本部副本部長           | 2024年 4月 | 当社専務執行役員（現任）  |
| 2021年 4月 | 当社建築事業本部営業統括部長         | 2024年 4月 | 当社建築事業本部長（現任） |
| 2021年 4月 | 当社建築事業本部営業統括部営業推進部総括部長 | 2024年 6月 | 当社取締役（現任）     |

■ 取締役候補者とした理由

同氏は、入社以来、建築事業部門に従事し、作業所長として各種工事に携わったほか、建築事業本部長等の要職を務めるなど、同事業部門に関する幅広い知識と豊富な実務経験を有しております。また2023年4月から2024年3月まで中四国支店長として拠点経営の実績もあります。当社は、同氏が経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など取締役としての役割を適切に果たしてきたと評価されることや、同氏のこれまでの経験を活かすことが当社の経営上も有用であると判断されることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者番号 6

さ    と う      たつる  
佐藤      建 (1955年12月14日生)

再任

非業務執行



■ 所有する当社の株式数  
一株

■ 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

|          |                |          |                  |
|----------|----------------|----------|------------------|
| 1978年 4月 | 住友林業株式会社入社     | 2013年 6月 | 同社取締役            |
| 2008年10月 | 同社住宅事業本部住宅管理部長 | 2016年 4月 | 同社専務執行役員         |
| 2011年 4月 | 同社人事部長         | 2018年 4月 | 同社代表取締役          |
| 2011年 6月 | 同社理事           | 2018年 4月 | 同社執行役員副社長        |
| 2012年 4月 | 同社総務部長         | 2018年 6月 | 当社監査役            |
| 2012年 6月 | 同社執行役員         | 2022年 6月 | 当社取締役（現任）        |
| 2013年 4月 | 同社常務執行役員       | 2024年 3月 | 住友林業株式会社特別顧問（現任） |

■ 取締役候補者とした理由

同氏は、住友林業株式会社で長年にわたり取締役の任にあたり、代表取締役執行役員副社長を務めるなど、豊富な経営実績を有しております。また、当社は同社と業務・資本提携を行っておりますが、同社が強みとする自然素材である「木」や「緑」について同社が有する深い知見、及びこの知見を活かし海外での住宅事業や都市開発等で得た同社のノウハウが、当社として今後より一層強化していきたいグローバル分野や、今日、企業市民として積極的な対応が求められるサステナビリティにおいて重要な意味を持つため、同氏の同社における経営経験や見識を当社の取締役として経営に活かすことが非常に有意義であると判断しております。また、同氏が経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など取締役としての役割を適切に果たしてきたと評価されることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。



■ 所有する当社の株式数  
2,800株

#### ■ 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

|           |            |           |                    |
|-----------|------------|-----------|--------------------|
| 1975年 4 月 | 昭和産業株式会社入社 | 2017年 4 月 | 同社取締役会長            |
| 2005年 6 月 | 同社執行役員     | 2018年 4 月 | 同社取締役              |
| 2008年 6 月 | 同社常務取締役    | 2018年 6 月 | 同社特別顧問役（2020年2月退任） |
| 2010年 6 月 | 同社専務取締役    | 2021年 6 月 | 当社社外取締役（現任）        |
| 2011年 6 月 | 同社代表取締役社長  |           |                    |
| 2016年 4 月 | 同社代表取締役会長  |           |                    |

#### ■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、昭和産業株式会社入社後、同社の複数部門を管掌する業務執行取締役などの要職を経て、代表取締役社長や代表取締役会長を務めるなど、豊富な経営実績を有しております。当社は、同氏が経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など取締役としての役割を適切に果たしてきたと評価されることや、また、今後も、同氏のこれまでの実績により培われた豊富な経験と幅広い見識に基づき当社の経営に対する適切な指導・助言が期待できると判断されることから、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

#### ■ 独立性に関する事項

同氏は、東京証券取引所の規定に定める独立役員の要件を満たしております。また、後記33頁に記載の当社の独立性判断基準を満たしており、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出ております。

なお、同氏が過去に業務執行を行っていた会社とは、直近事業年度において取引はありません。

**■ 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況**

|          |                                |         |                            |
|----------|--------------------------------|---------|----------------------------|
| 1981年3月  | 株式会社福武書店（現 株式会社ベネッセホールディングス）入社 | 2003年6月 | 同社常勤監査役（2019年6月退任）         |
| 1995年4月  | 同社出版部書籍事業部門統括                  | 2007年4月 | 会津大学大学院特任教授（現任）            |
| 1998年11月 | 同社ビジネスエシックスコミティ課長              | 2019年6月 | 東洋紡株式会社社外取締役（現任）           |
| 2003年1月  | 同社企業倫理・コンプライアンス室長              | 2021年6月 | いすゞ自動車株式会社社外取締役（監査等委員）（現任） |
|          |                                | 2021年6月 | 当社社外取締役（現任）                |

**■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割****■ 所有する当社の株式数**  
700株

同氏は、株式会社福武書店（現 株式会社ベネッセホールディングス）入社後、企業倫理・コンプライアンス室長等の要職を経て、同社の常勤監査役としての経験を有するほか、東洋紡株式会社の社外取締役やいすゞ自動車株式会社の社外取締役（監査等委員）、会津大学大学院の特任教授を務めるなど豊富な実務経験を有しております。当社は、同氏が経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など取締役としての役割を適切に果たしてきたと評価されることや、また、今後も、同氏のこれまでの実績により培われた豊富な経験と幅広い見識に基づき当社の経営に対する適切な指導・助言が期待できると判断されることから、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

**■ 独立性に関する事項**

同氏は、東京証券取引所の規定に定める独立役員の要件を満たしております。また、後記33頁に記載の当社の独立性判断基準を満たしており、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出ております。

なお、同氏が過去に業務執行を行っていた会社とは、直近事業年度において取引はありません。



### ■ 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

|           |                              |           |                           |
|-----------|------------------------------|-----------|---------------------------|
| 1990年 9 月 | 安田信託銀行株式会社（現 みずほ信託銀行株式会社） 入行 | 2019年 3 月 | 株式会社タムロン 社外監査役            |
| 2009年 4 月 | みずほ信託銀行株式会社 執行役員 運用企画部長      | 2020年 1 月 | 鳥飼総合法律事務所 パートナー（現任）       |
| 2011年 6 月 | 同社 常勤監査役                     | 2021年 6 月 | 理想科学工業株式会社 社外監査役（現任）      |
| 2014年 4 月 | みずほ不動産販売株式会社 専務取締役           | 2022年 6 月 | 当社 社外取締役（現任）              |
| 2017年 1 月 | 弁護士登録                        | 2024年 3 月 | 株式会社タムロン 社外取締役（監査等委員）（現任） |
| 2017年 1 月 | 鳥飼総合法律事務所 入所                 |           |                           |

### ■ 所有する当社の株式数 400株

### ■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、安田信託銀行株式会社（現 みずほ信託銀行株式会社）入行後、同社の執行役員運用企画部長や常勤監査役として経営に参画・関与した実績に加え、鳥飼総合法律事務所のパートナー弁護士や理想科学工業株式会社の社外監査役、株式会社タムロンの社外取締役（監査等委員）を務めるなど豊富な実務実績を有しており、その実績により培われた豊富な経験と幅広い見識に基づき当社の経営に対する適切な指導・助言が期待できると判断されることから、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

### ■ 独立性に関する事項

同氏は、東京証券取引所の規定に定める独立役員の要件を満たしております。また、後記33頁に記載の当社の独立性判断基準を満たしており、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出ております。

なお、当社は同氏が過去に業務執行を行っていたみずほ信託銀行株式会社と融資取引を行っておりますが、直近事業年度において、同社との融資取引の規模は連結総資産の0.2%以下であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 桜木君枝氏が2019年6月より社外取締役を務めている東洋紡株式会社は、2020年10月～2021年3月にエンジニアリングプラスチック7製品につき、第三者認証機関への登録内容と実際の商品の組成が異なる等の品質不正事案が明らかになり、本事案の判明以降、同製品群に対する米国の第三者安全科学機関であるUnderwriters Laboratoriesの認証取消し、並びに同社の一部組織に対するISO9001認証の取消し及び認証の一時停止がなされました。本事案は、同氏の社外取締役就任前に端緒をなすものであり、同氏は、社外取締役就任以降、内部統制とコンプライアンスに関して、適宜その状況の確認とともに提言を行い、内部統制とコンプライアンスの向上に努めておりました。また、本事案の判明後においては、社外取締役及び監査役から構成される対応委員会の一員として、事実の解明に努めるとともに再発防止のための意見表明を行っております。
3. 奈良正哉氏は、2019年3月に株式会社タムロンの社外監査役に就任し、また2024年3月に社外取締役（監査等委員）に就任し、現在に至っておりますが、社外監査役在任中の2023年7月に同社の前代表取締役社長等による不適切な経費の使用が判明しました。同氏は、同社が運営する内部通報制度における外部窓口宛に内部通報があるまで当該事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において法令遵守の重要性を喚起する提言を行うとともに、当該事実を認識して以降は、事実調査、特別調査委員会の設置、同委員会による調査報告書を踏まえての実効性のある再発防止策の策定及び内部統制強化に向けた取り組みの実施等、その職務を適切に遂行しております。
4. 岡田 茂、桜木君枝及び奈良正哉の各氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって、岡田 茂及び桜木君枝の両氏は4年、奈良正哉氏は3年となります。
5. 当社は、佐藤 建、岡田 茂、桜木君枝及び奈良正哉の各氏と会社法第427条第1項の規定に基づく、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結しており、各氏が再任された場合、各氏と当該契約を継続する予定です。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。また、各候補者が再任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、当社は、当該保険契約を任期中に更新することを予定しております。

# 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 |    | 氏名                | 地位及び担当            | 出席回数／<br>取締役会     | 出席回数／<br>監査役会     |
|-------|----|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 1     | 新任 | かわのわまさひろ<br>川野輪政浩 | 常勤監査役             | 100%<br>(17回／17回) | 100%<br>(13回／13回) |
| 2     | 新任 | やまだあきお<br>山田章雄    | 監査役<br>社外<br>独立役員 | 100%<br>(17回／17回) | 100%<br>(13回／13回) |
| 3     | 新任 | うえだみほ<br>上田美帆     | 監査役<br>社外<br>独立役員 | 100%<br>(17回／17回) | 100%<br>(13回／13回) |

候補者番号

1

かわのわまさひろ  
川野輪政浩 (1963年3月10日生)

新任



■ 所有する当社の株式数  
1,300株

## ■ 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

|         |                    |         |             |
|---------|--------------------|---------|-------------|
| 1986年4月 | 当社入社               | 2015年4月 | 当社管理本部財務部長  |
| 2009年2月 | 当社管理本部財務管理部長       | 2018年4月 | 当社管理本部副本部長  |
| 2010年4月 | 当社管理本部法務コンプライアンス部長 | 2021年4月 | 当社管理本部審査部長  |
| 2013年6月 | ジオスター株式会社社外監査役     | 2022年6月 | 当社常勤監査役（現任） |

## ■ 取締役候補者とした理由

同氏は、財務管理部長、法務コンプライアンス部長、財務部長、審査部長等の要職を歴任するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を含む管理部門に関する幅広い知識と経験を有するほか、当社の常勤監査役及びジオスター株式会社の社外監査役を務めるなど豊富な実務実績を有しております。当社は、同氏のこれまでの経験を活かし、当社の経営に対する適切な監査・監督が期待できると判断されることから、新たに監査等委員である取締役候補者として選任をお願いするものであります。



■ 所有する当社の株式数  
900株

## ■ 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

|          |                                       |          |                                       |
|----------|---------------------------------------|----------|---------------------------------------|
| 1978年11月 | ピートマーウィックミッチェル会計士事務所（現 有限責任あずさ監査法人）入所 | 2018年6月  | 日鍛バルブ株式会社（現 株式会社N I T T A N）社外監査役（現任） |
| 1982年4月  | 公認会計士登録                               | 2018年6月  | 公益財団法人ファイザーヘルスリサーチ振興財団 監事（現任）         |
| 2009年8月  | 有限責任あずさ監査法人パートナー                      | 2018年7月  | 楽天インシュアランスホールディングス株式会社社外監査役（現任）       |
| 2017年7月  | 山田章雄公認会計士事務所開設（現任）                    | 2021年10月 | 株式会社内田洋行社外監査役（現任）                     |
|          |                                       | 2022年6月  | 当社監査役（現任）                             |

## ■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、公認会計士として財務及び会計に関する専門的知見と豊富な経験を有するほか、当社、日鍛バルブ株式会社（現 株式会社N I T T A N）及び株式会社内田洋行の社外監査役を務めるなど幅広い実務経験を有しており、その実績により培われた豊富な経験と専門知識を活かし客観的立場から当社の経営に対する適切な監査・監督が期待できることから新たに監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

## ■ 独立性に関する事項

同氏は、東京証券取引所の規定に定める独立役員の要件を満たしております。また、後記33頁に記載の当社の独立性判断基準を満たしており、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

なお、同氏がこれまでに所属しておりました会計事務所とは、直近事業年度において取引はありません。



■ 所有する当社の株式数  
200株

■ 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

|           |                            |           |                       |
|-----------|----------------------------|-----------|-----------------------|
| 1999年 4 月 | 弁護士登録                      | 2021年 6 月 | 公益財団法人日本ハンドボール協会理事    |
| 2005年 4 月 | 立教大学大学院法務研究科法務講師           |           |                       |
| 2017年 4 月 | サンライズ法律事務所パートナー<br>(現任)    | 2022年12月  | 株式会社マリオン社外取締役 (監査等委員) |
| 2018年 6 月 | トレーダーズホールディングス株式会社社外取締役    | 2023年 6 月 | 当社監査役 (現任)            |
| 2021年 6 月 | 株式会社リーガルコーポレーション社外取締役 (現任) | 2024年 6 月 | ジェコス株式会社社外監査役 (現任)    |

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、弁護士登録後、サンライズ法律事務所のパートナーを務めるなど、弁護士としての専門的知識と豊富な経験を有しております。また当社の社外監査役、トレーダーズホールディングス株式会社ならびに株式会社リーガルコーポレーションの社外取締役、株式会社マリオンの社外取締役 (監査等委員) 及びジェコス株式会社の社外監査役を務めるなど幅広い実務経験を有しており、その実績により培われた豊富な経験と法律知識を活かし客観的立場から当社の経営に対する適切な監査・監督が期待できることから新たに監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

■ 独立性に関する事項

同氏は、東京証券取引所の規定に定める独立役員の要件を満たしております。また、後記33頁に記載の当社の独立性判断基準を満たしており、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

なお、同氏がこれまでに所属しておりました法律事務所とは、直近事業年度において取引はありません。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 山田章雄及び上田美帆の両氏は、現在、当社の社外監査役であり、社外監査役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって、山田章雄氏は3年、上田美帆氏は2年となります。
3. 当社は、川野輪政浩、山田章雄及び上田美帆の各氏と会社法第427条第1項の規定に基づく、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結しており、各氏が選任された場合、各氏と同様の契約を締結する予定です。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。また、各候補者が選任された場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなり、当社は、当該保険契約を任期途中に更新することを予定しております。
5. 当社は2023年4月に当社を代表とする特定建設工事共同企業体が施工する「北海道新幹線、羊蹄トンネル（有島）他」工事における、コンクリート品質管理試験において、試験実施頻度に関する虚偽報告を行っていたことが判明しました。山田章雄氏は、当該事案が判明するまで当該事実を認識しておりませんでした。従前より取締役会などにおいてコンプライアンスの重要性に関し、随時、必要な助言や注意喚起を行っており、また本件事案判明後においても取締役会などにおいて原因究明及び再発防止対策策定等に関する提言を行うなど、適切にその職務を遂行しております。

(ご参考)

第3号議案及び第4号議案が承認された場合の当社の取締役会の体制が備えるべきスキル項目と各取締役特に期待されるスキルは以下のとおりであります。

なお、当該記載は、各取締役が有する全ての知識・経験・能力を示すものではありません。

| 氏名     | 地位               | 担当                                                           | 企業経営/<br>経営戦略 | 営業/<br>マーケティング | グローバル | 技術/研究開発/<br>DX | コンプライアンス/<br>リスク管理 | 財務/会計 | サステナビリティ<br>(ESG/SDGs) | 人財開発/<br>ダイバーシティ |
|--------|------------------|--------------------------------------------------------------|---------------|----------------|-------|----------------|--------------------|-------|------------------------|------------------|
| 上田 真   | 取締役社長<br>執行役員社長  |                                                              | ●             | ●              |       |                | ●                  |       | ●                      |                  |
| 岡市 光司  | 取締役<br>執行役員副社長   | 技術担当、安全担<br>当、品質・環境担<br>当、新事業担当、国<br>際事業担当、住友林<br>業(株)協業推進担当 | ●             |                | ●     | ●              |                    |       | ●                      |                  |
| 谷口 弘恭  | 取締役<br>専務執行役員    | 管理本部長、コンプ<br>ライアンス担当、危<br>機管理担当                              | ●             |                |       |                | ●                  | ●     |                        | ●                |
| 小野 哲男  | 取締役<br>専務執行役員    | 土木事業本部長                                                      | ●             | ●              |       | ●              |                    |       |                        | ●                |
| 伊藤 泰治  | 取締役<br>専務執行役員    | 建築事業本部長                                                      | ●             | ●              |       | ●              |                    |       |                        | ●                |
| 佐藤 建   | 取締役              |                                                              | ●             |                | ●     |                |                    | ●     | ●                      |                  |
| 岡田 茂   | 取締役              | (社外取締役)                                                      | ●             | ●              | ●     | ●              |                    |       |                        |                  |
| 桜木 君枝  | 取締役              | (社外取締役)                                                      | ●             |                |       |                | ●                  |       | ●                      | ●                |
| 奈良 正哉  | 取締役              | (社外取締役)                                                      | ●             |                | ●     |                | ●                  | ●     |                        |                  |
| 川野輪 政浩 | 取締役<br>(常勤監査等委員) |                                                              |               |                |       |                | ●                  | ●     |                        |                  |
| 山田 章雄  | 取締役<br>(監査等委員)   | (社外取締役)                                                      |               |                | ●     |                |                    | ●     |                        |                  |
| 上田 美帆  | 取締役<br>(監査等委員)   | (社外取締役)                                                      |               |                |       |                | ●                  |       |                        | ●                |

## 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

なお小西純治氏は、社外取締役以外の監査等委員である取締役の補欠として、前川 晶氏は監査等委員である社外取締役の補欠として、それぞれ選任をお願いするものであります。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号 **1** こ にし じゅん じ **小西 純治** (1958年7月18日生)

### ■ 所有する当社の株式数 ■ 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2,000株

|           |             |           |             |
|-----------|-------------|-----------|-------------|
| 1981年 4 月 | 当社入社        | 2022年 6 月 | 当社常任顧問      |
| 2007年 4 月 | 当社九州支店管理部長  | 2024年 6 月 | 当社非常勤顧問（現任） |
| 2010年 4 月 | 当社中四国支店管理部長 |           |             |
| 2014年 4 月 | 当社中四国支店支店次長 |           |             |
| 2017年 6 月 | 当社常勤監査役     |           |             |

### ■ 補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由

同氏は、九州支店管理部長や中四国支店管理部長等の要職を歴任後、中四国支店支店次長を務めるなど、管理部門に関する幅広い知識と豊富な実務経験を有しております。また当社常勤監査役としても適切な監査を行ってまいりました。当社は、同氏のこれまでの経験を活かし、当社の経営に対する適切な監査・監督が期待できると判断されることから、補欠の監査等委員である取締役候補者として選任をお願いするものであります。

## ■ 所有する当社の株式数

一株

## ■ 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

|           |                     |           |                             |
|-----------|---------------------|-----------|-----------------------------|
| 1999年 4 月 | 弁護士登録               | 2016年 4 月 | 第一東京弁護士会副会長                 |
| 1999年 4 月 | 岡村総合法律事務所入所         | 2018年 3 月 | 株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー社外取締役 |
| 2006年 2 月 | 財務省関東財務局金融証券検査官     |           | (現任)                        |
| 2008年 1 月 | 増田パートナーズ法律事務所入所     | 2018年 4 月 | 東京簡易裁判所調停委員 (現任)            |
| 2009年 8 月 | 前川晶法律事務所開設          | 2021年 6 月 | かながわ信用金庫監事 (現任)             |
| 2011年 2 月 | 法律事務所イオタ パートナー (現任) |           |                             |

## ■ 補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、弁護士としての専門的知識と豊富な実務経験のほか、2006年2月から2008年1月まで財務省関東財務局に勤務し、金融証券検査官として金融機関のリスク態勢の強化、金融システムの円滑化のための業務に従事してきました。また株式会社ジャパンインベストメントアドバイザーの社外取締役を務めるなど幅広い実務経験を有しており、その実績により培われた豊富な経験と法律知識を活かし客観的立場から当社の経営に対する適切な監査・監督が期待できることから、補欠の監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

## ■ 独立性に関する事項

同氏は、東京証券取引所の規定に定める独立役員の要件を満たしております。また、後記33頁に記載の当社の独立性判断基準を満たしており、同氏が就任された場合には、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。なお、同氏がこれまでに所属しておりました法律事務所とは、直近事業年度において取引はありません。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 小西純治及び前川 晶の両氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は両氏と、会社法第427条第1項の規定に基づく、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結する予定です。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しておりますが、小西純治及び前川 晶の両氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当社は、当該保険契約を任期中中に更新することを予定しております。

(ご参考)

＜当社の独立性判断基準＞

当社では、東京証券取引所が定める独立性基準に加え、以下の基準に該当する者は独立性を有しないと判断しています。

- (1) 現在において、次の (a) から (d) のいずれかに該当する者
  - (a) 当社の主要な株主（議決権所有割合10%以上の株主）又はその業務執行者
  - (b) 当社との年間取引額が相互の直近事業年度の連結総売上高の2%を超える者又はその業務執行者
  - (c) 当社から過去3事業年度の平均で1,000万円以上の寄付を受けている者又はその業務執行者
  - (d) 当社から役員報酬以外に過去3事業年度の平均で1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている法律専門家、会計専門家、コンサルタント又はその団体に所属する者
- (2) 過去3年間のいずれかの時点において、上記 (a) から (d) のいずれかに該当していた者

## 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2001年1月24日開催の臨時株主総会において、月額30百万円以内（ただし、社外取締役分を含み、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とご承認いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、これを廃止し、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、新たに監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を年額450百万円以内（うち社外取締役分は70百万円以内）とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容の概要は事業報告53頁に記載のとおりですが、本総会終結後の取締役会において、対象者を「取締役」としている部分は「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」とする旨の変更を行うことを予定しており、実質的な変更はありません。本議案に係る報酬等の額は、当該変更後の方針に基づいて固定報酬及び業績連動報酬を支給するものであり、相当であると判断しております。なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は11名（うち社外取締役4名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は9名（うち社外取締役3名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

## 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額75百万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

## 第8号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

### 1. 提案の理由及び当該報酬制度を相当とする理由

当社の取締役の報酬は、「基本報酬」、「賞与」及び「株式報酬」で構成されております。このうちの「株式報酬」は、2018年6月28日開催の第81期定時株主総会において、信託を用いた株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）として株主の皆様のご承認をいただき導入したものです。その後、2024年6月27日開催の第87期定時株主総会（以下「前回総会」といいます。）において、本制度につき、取締役が付与するポイント数を当社の業績に連動させること、報酬枠を増枠すること、取締役に交付する株式の交付時期を在任時としたうえで当該株式に退任までの間の譲渡制限を付すことの変更をすることにつき株主の皆様にご承認をいただきました。

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、現在の本制度に係る報酬枠を廃止し、移行後の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）の報酬枠として、本制度に係る報酬枠を改めて設定することといたしたいと存じます。なお、その詳細につきましては、下記2. の枠内で取締役会にご一任いただきたく存じます。

本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴う手続上のものであり、実質的な報酬の内容は、前回総会においてご承認いただいた内容と同一であります。当社は2024年6月27日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めているところ、その概要は事業報告53頁に記載のとおりであります。本制度は当該方針に沿うものであり、相当であると判断しております。

本議案による報酬枠は、第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」においてご承認をお願いしております取締役の報酬枠とは別枠で、設定するものです。なお、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除いた取締役とします。以下「取締役」とは、かかる取締役をいうものとします。）は5名となります。

本議案の決議は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条

件として、効力を生じるものといたします。

## 2. 本制度における報酬等の額・内容等

変更後の本制度に係る報酬等の額及び内容等は以下のとおりです。

### (1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（2018年の本制度導入時に設定済みです。以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役が付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として毎年の一定期間です。その他本制度の骨子は下表のとおりです。

|                                                       |                                                                                      |
|-------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 本制度の対象者※                                            | 当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）                                                        |
| ② 対象期間                                                | 当初対象期間：3事業年度（2025年3月末日で終了する事業年度から2027年3月末日で終了する事業年度）<br>対象期間の延長：3事業年度以内の延長期間を定めて延長可能 |
| ③ ②の対象期間において、①の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限 | 当初対象期間：合計金225百万円<br>対象期間の延長時：延長した対象期間の事業年度数に金75百万円を乗じた金額                             |
| ④ 当社株式の取得方法                                           | 自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法                                               |
| ⑤ ①の対象者に付与されるポイント総数の上限                                | 1事業年度あたり75,000ポイント                                                                   |
| ⑥ ポイント付与基準                                            | 役位及び業績目標の達成度等に応じたポイントを付与                                                             |
| ⑦ ①の対象者に対する当社株式の交付時期                                  | 信託期間中の一定の時期                                                                          |

※監査等委員会設置会社に移行するまでの期間については、前回総会の決議のとおり、社外取締役を除く当社取締役を対象としています。

## (2) 当社が拠出する金銭の上限

当社は、上記（１）②の当初対象期間中に、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金225百万円を上限とする金銭を当初対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出して信託します（なお、当社は、当初対象期間開始日以降現時点までの間に、前回総会にて承認いただいた上限の範囲内の金額を拠出済ですが、本議案を承認いただいた場合には、以降、当初対象期間満了までは、金225百万円から当該既拠出金額を控除した金額を上限として追加で拠出することがあるものとします。）。本信託は、本信託内の金銭（当社が追加信託する金銭のほか、追加信託前に本信託に残存していた金銭を含みます。）を原資として、当社株式を当社の自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により取得します（なお、既に取得済みですが、必要に応じ追加で取得することがあるものとします。）。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。また、当社と委任契約を締結している執行役員に対しても同様の株式報酬制度を導入しており、同制度に基づき執行役員に交付するために必要な当社株式の取得資金も併せて信託しております。

注：2018年6月28日開催の第81期定時株主総会の決議または前回総会の決議に基づき当社が信託した金銭を原資として本信託が取得済みの当社株式が、本制度に基づき監査等委員会設置会社移行後の取締役に交付されることがあります。

なお、当社の取締役会の決定により、本制度の対象期間を3事業年度以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間をさらに延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の事業年度数に金75百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加信託し、下記（３）のポイント付与及び当社株式の交付を継続します。追加の当社株式の取得は、当社の自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法によります。

また、上記のように対象期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役

がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

### (3) 取締役に交付される当社株式の算定方法及び上限

#### ① 取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位及び業績目標の達成度等に応じたポイントを付与します。なお、本定時株主総会終結以降に、本定時株主総会終結までの職務執行に対するポイントを前回総会の決議の範囲内で付与することがあります。

ただし、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり75,000ポイントを上限とします。

#### ② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手續に従い、当社株式の交付を受けます。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、1ポイントあたりの当社株式数はかかる分割比率・併合比率等に応じて調整されるものとします。

#### ③ 取締役に対する当社株式の交付

各取締役に対する上記②の当社株式の交付は、各取締役が原則として信託期間中の一定の時期に所定の受益者確定手續を行うことにより、本信託から行われます。ただし、前回総会の決議による変更前の本制度に基づき付与されたポイント見合いの当社株式は、退任時に交付するものとします。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

#### (4) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

#### (5) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

### 3. 取締役に交付される当社株式に係る譲渡制限契約

上記2.(3)②の当社株式の交付に当たっては、当社と取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限契約（以下「本譲渡制限契約」という。）を締結するものとします（各取締役は、本譲渡制限契約を締結することを条件として、当社株式の交付を受けるものとします。）。ただし、退任日以後に交付する場合には、譲渡制限が付されていない普通株式を交付します。

#### (1) 譲渡制限期間

取締役は、本制度により交付を受けた株式（以下「本交付株式」という。）につき、その交付を受けた日（複数回交付を受けた場合には各交付を受けた日）から当社の取締役等を退任（当社の取締役（監査等委員である取締役を含みます。）又は執行役員のいずれの地位からも退任することをいい、死亡による退任も含む。）する日までの間（以下「本譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「本譲渡制限」という。）。

#### (2) 無償取得事由

- ① 当社は、取締役が(1)の定めに違反して本交付株式の全部又は一部を譲渡、担保提供その他の方法で処分しようとしたときは、本交付株式の全部を当然に無償で取得する。
- ② 取締役が次の各号のいずれかに該当した場合、当社は、取締役が当該各号に該当した時点をもって、本交付株式の全部を当然に無償で取得する。
  - i) 本譲渡制限期間中に所定の刑罰に処せられた場合
  - ii) 本譲渡制限期間中に取締役について破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合

- ③ 取締役が本譲渡制限期間中に次の各号のいずれかに該当し、当社の取締役会が本交付株式の全部又は一部を当社が無償で取得することが相当であると決定した場合、当社は、取締役に対して本交付株式を無償で取得する旨を書面で通知することにより、当該通知の到達した時点をもって、本交付株式の全部（ただし、本交付株式の一部を取得することが相当であると決定されたときは、当該一部に限る。）を当然に無償で取得する。
- i) 取締役が、自己都合により任期途中で取締役等を退任した場合（ただし、業務上の傷病等により取締役会にてやむを得ないと判断した場合を除く。）
  - ii) 当社に損害を与えたことに起因して取締役等を解任され又は辞任する者
  - iii) その他、違法行為等、当社に対して不利益、不都合の所為があった者

以上

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境や企業収益の改善が進むなか、個人消費は、物価上昇の影響はあるものの持ち直しの動きがみられ、設備投資もソフトウェア投資を中心に堅調に推移するなど、景気は緩やかながら回復基調を維持しました。

建設業界におきましては、住宅投資は横ばいとなったものの、民間企業の建設投資は企業収益や業況感の改善が続くなかで、引き続き増加しました。また、公共投資も関連予算の執行により底堅く推移しており、総じて良好な受注環境が持続しました。しかし、資材費や労務費の高止まりがみられ、採算面では一部に厳しさが残りました。

このような経営環境のもと、当社グループは2024年5月に策定した①建設事業の強化、②周辺事業の加速、③経営基盤の充実を基本方針とする『熊谷組グループ 中期経営計画(2024～2026年度)～持続的成長への新たな挑戦～』にグループ一丸となって取り組み、持続的成長への挑戦を続けているところであります。

当連結会計年度における当社グループの連結業績につきましては、売上高は、前連結会計年度比12.5%増の4,985億円となりました。利益は、売上高の増加並びに売上総利益率の改善により、営業利益は142億円、経常利益は144億円となりました。また、法人税、住民税及び事業税等の計上などにより、親会社株主に帰属する当期純利益は93億円となりました。

当社の業績につきましては、以下のとおりであります。

受注高は、国内土木工事の増加等により、前年度比1.0%増の3,793億円となりました。このうち、土木工事は1,109億円、建築工事は2,683億円であり、これらの発注者別内訳は官庁22.6%、民間77.4%であります。

売上高は、同13.5%増の3,722億円となりました。このうち、土木工事は1,051億円、建築工事は2,671億円であり、これらの発注者別内訳は官庁25.2%、民間74.8%であります。

翌事業年度への繰越高は、同1.1%増の5,889億円となりました。

利益につきましては、売上高の増加に伴う売上総利益の増加等により、経常利益は90億円、当期純利益は62億円となりました。

当社の部門別の状況は以下のとおりであります。

〔土 木〕

土木の受注高は前年度比4.3%増の1,109億円となりました。

主な受注工事は、関西電力株式会社：堺港発電所 旧発電設備他除却工事およびこれに伴う廃材引取契約他2件（大阪府）、国土交通省：国道121号 湯野上4号トンネル工事（福島県）、東日本高速道路株式会社：東北自動車道 和賀川橋床版取替工事（岩手県）、国立大学法人東京大学：東京大学（岐阜県神岡）ハイパーカミオカンデ（水槽及びPMT支持架構等）工事（岐阜県）等であります。

完成工事高は同5.0%増の1,051億円となりました。

主な完成工事は、農林水産省：信濃川左岸流域農業水利事業 1号幹線用水路1号トンネル建設工事（新潟県）、国土交通省：一般国道452号 芦別市 鏡トンネル工事（北海道）、JFEエンジニアリング株式会社：敦賀火力発電所2号機 木質バイオマス受払・貯蔵設備設置工事の内土木建築工事（福井県）、中日本高速道路株式会社：東海環状自動車道大須ヶ洞第三橋他1橋（下部工）工事（岐阜県）等であります。

〔建 築〕

建築の受注高は前年度比0.3%減の2,683億円となりました。

主な受注工事は、三井不動産レジデンシャル株式会社、野村不動産株式会社、三菱地所レジデンス株式会社、伊藤忠都市開発株式会社、東方地所株式会社、株式会社富士見地所、袖ヶ浦興業株式会社：（仮称）幕張新都心若葉住宅計画（B－6街区）新築工事（住宅棟）（千葉県）、JX金属株式会社：ひたちなかC2棟建屋建設工事（茨城県）、株式会社ブリヂストン：北九州工場5期工程1，第2附属棟新築工事（福岡県）、住友商事株式会社：S O S i L A厚木上依知新築工事（神奈川県）等であります。

完成工事高は同17.3%増の2,671億円となりました。

主な完成工事は、三井不動産株式会社：（仮称）安城市大東町商業施設計画新築工事（愛知県）、西新宿五丁目中央南地区市街地再開発組合：西新宿五丁目中央南地区第一種市街地再開発事業 施設建築物等新築工事（東京都）、アパホーム株式会社・アパマンション株式会社：（仮称）アパホテル&リゾート〈大阪難波駅タワー〉新築工事（大阪府）、阪神電気鉄道株式会社：阪神タイガース二軍施設移転計画 新築工事（兵庫県）等であります。

## (参考) 当社の部門別受注高・売上高・繰越高

(単位：百万円)

| 区 分 | 前事業年度繰越高 | 当事業年度受注高 | 当事業年度売上高 | 翌事業年度繰越高             |
|-----|----------|----------|----------|----------------------|
| 土 木 | 201,270  | 110,971  | 105,107  | (207,134)<br>206,822 |
| 建 築 | 381,142  | 268,392  | 267,186  | (382,349)<br>382,084 |
| 合 計 | 582,413  | 379,364  | 372,294  | (589,484)<br>588,907 |

(注) 翌事業年度繰越高に含まれる外貨建工事の繰越高について、為替相場の実勢を反映させるため、事業年度末レートで修正しております。  
この減少額は576百万円であり、( ) 内は修正前であります。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました当社グループの設備投資の総額は48億円であり、主なものは、事業用土地・建物、機械装置の更新、ソフトウェアの開発等であります。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度中におきましては、増資及び社債の発行等による資金調達は行っておりません。

## (4) 対処すべき課題

今後の我が国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が引き続き景気回復を支えることが期待されます。しかし、米国の通商政策の影響による対米輸出依存度の高い地域における景気の下振れリスクや、ウクライナ情勢や中東地域情勢などの地政学的リスクが存在します。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっています。なお、これらに端を発する金融資本市場の変動等の影響に一層注意する必要があります。

建設業界におきましては、民間企業の建設投資は、企業収益の改善等を背景に、増加基調が持続すると思われます。また、公共投資については、2025年度予算は前年度とほぼ同水準が確保され、自然災害の激甚化・頻発化に関する防災・減災、国土強靱化に関連する公共投資や老朽化した社会インフラの更新などの計画的な公共投資など、引き続き堅調に底堅く推

移すると予想されます。一方で、労働力不足が年々深刻化するなかでの労働時間規制への対応や、建設現場の安全管理の強化が求められており、また、環境に配慮した持続可能な工法や資材調達及びDXの推進など、業界全体での連携や技術革新が求められています。

なお、今般の米国の関税措置による当社グループの事業及び業績への影響については、米国との輸出入取引がないため、直接的な影響はありません。間接的な影響としては、米国への輸出高が多い自動車、自動車部品、半導体製造装置等のメーカーの国内における設備投資が手控えられ、生産分野の受注高が減少することが考えられます。ただし一方で、第一次トランプ政権時から始まっていた米国と中国の関税対立を嫌った生産拠点の国内回帰の動きがさらに強まる可能性もあり、国内建設市場への影響は、現時点では予測困難な状況です。建設コスト面では、一部輸入資機材の価格上昇リスクはありますが、輸入先はアジア圏が中心であり、影響は軽微と判断しております。また米国で展開している不動産投資については、市況の低迷等がリスクとなりますが、現在の投資額から大きな影響はないものと考えております。何れにしても引き続き米国の関税措置による事業環境の変化を注視してまいります。

このような状況のもと、当社グループは2024年5月に前計画に掲げた長期構想を踏襲し、社会から求められる建設サービス業の担い手として、“限りある資源が循環し、ひと・社会・自然が豊かであり続ける社会”の実現に向け、2026年度の連結売上高5,000億円、連結経常利益300億円、ROE10%以上を財務目標に定めた『熊谷組グループ 中期経営計画（2024～2026年度）～持続的成長への新たな挑戦～』を策定しました。本計画にグループ一丸となって取り組み、持続的成長への挑戦を続けております。株主の皆様におかれましては引き続きのご支援、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

# 熊谷組グループ 中期経営計画（2024～2026年度）～持続的成長への新たな挑戦～（要旨）

## ■事業戦略

### 基本方針1

#### 建設事業の強化



コア事業である建設事業を強化し、収益性を高める

### 基本方針2

#### 周辺事業の加速



成長領域と位置づける周辺事業を加速し、確固たる収益源を創出する

### 基本方針3

#### 経営基盤の充実



経営を支える基盤を充実させ、事業推進の実効性を高める

## ■財務目標

連結売上高 : 5,000億円（2027年3月期）  
 連結経常利益 : 300億円（2027年3月期）  
 ROE : 10%以上（2027年3月期）  
 自己資本比率 : 45%程度 「財務健全性」と「資本効率」の両立  
 配当性向 : 40%目途 適正かつ安定的に利益還元していくことを基本方針とする

## ■住友林業との協業～今後の方針～

- 中大規模木造建築事業においては、協業で積み上げてきた知見や提案力および木造建築に関する住友林業のブランド力を活かし、さらなる受注拡大を目指す。
- 住友林業が得意とする海外不動産開発事業への継続投資、ならびに国内における環境配慮型不動産事業への参画を検討し、事業領域の拡大を目指す。

## ■経営基盤の充実

- 研究・技術開発
- 人財基盤
- DX

## ■ESG取組方針

重要課題（マテリアリティ）の改定と個別課題の見直しを実施

|   |  | 重要課題（マテリアリティ）                 | 個別課題                            | 関連するSDGs                 |
|---|--|-------------------------------|---------------------------------|--------------------------|
| E |  | 気候変動リスクへの対応                   | カーボンニュートラルの達成<br>再生可能エネルギー事業の強化 | <br><br><br>             |
|   |  | 環境に配慮した事業の推進                  | ゼロエミッションの達成<br>木造建築事業の強化        |                          |
| S |  | 多様な人財が能力を発揮できる<br>ウェルビーイングの実現 | 人財の確保と投資<br>技術の継承               | <br><br><br><br><br><br> |
|   |  | 持続可能なコミュニティの実現                | 品質の確保と誠実なもののづくりの推進<br>魅力あるまちづくり |                          |
| G |  | コーポレートガバナンスの強化                | コンプライアンスの徹底<br>リスクマネジメントの強化     | <br><br>                 |
|   |  | マルチステークホルダーとの<br>関係強化         | CSの向上<br>サプライチェーンマネジメントの強化      |                          |

## (5) 財産及び損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

| 区 分                     | 単 位 | 第85期<br>(2022年3月期) | 第86期<br>(2023年3月期) | 第87期<br>(2024年3月期) | 第88期<br>(当連結会計年度)<br>(2025年3月期) |
|-------------------------|-----|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------------------|
| 売 上 高                   | 百万円 | 425,216            | 403,502            | 443,193            | 498,581                         |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益 | 百万円 | 15,850             | 7,973              | 8,316              | 9,354                           |
| 1株当たり当期純利益              | 円   | 342.13             | 179.64             | 192.36             | 217.73                          |
| 総 資 産                   | 百万円 | 371,096            | 376,650            | 467,232            | 462,533                         |
| 純 資 産                   | 百万円 | 169,302            | 169,860            | 180,014            | 181,829                         |

(注)「1株当たり当期純利益」は、普通株式の期中平均株式数に基づき算出しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況の推移

| 区 分        | 単 位 | 第85期<br>(2022年3月期) | 第86期<br>(2023年3月期) | 第87期<br>(2024年3月期) | 第88期<br>(当 事 業 年 度)<br>(2025年3月期) |
|------------|-----|--------------------|--------------------|--------------------|-----------------------------------|
| 受 注 高      | 百万円 | 350,236            | 348,647            | 375,589            | 379,364                           |
| 売 上 高      | 百万円 | 331,021            | 299,317            | 327,927            | 372,294                           |
| 当 期 純 利 益  | 百万円 | 13,730             | 6,996              | 5,309              | 6,231                             |
| 1株当たり当期純利益 | 円   | 295.72             | 157.26             | 122.52             | 144.68                            |
| 総 資 産      | 百万円 | 303,997            | 304,522            | 382,906            | 380,449                           |
| 純 資 産      | 百万円 | 133,749            | 133,049            | 139,563            | 137,886                           |

(注)「1株当たり当期純利益」は、普通株式の期中平均株式数に基づき算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名             | 資 本 金           | 当 社 の<br>出 資 比 率 | 主 要 な 事 業 内 容                        |
|-------------------|-----------------|------------------|--------------------------------------|
| 株 式 会 社 ガ イ ア ー ト | 百万円<br>1,000    | 100.00 %         | 舗装工事、土木工事等の請負及びこれらに関連する事業            |
| テ ク ノ ス 株 式 会 社   | 百万円<br>470      | 100.00 %         | 土木工事等の請負、建設用資機材の設計・製作・販売及びこれらに関連する事業 |
| ケーアンドイー株式会社       | 百万円<br>300      | 100.00 %         | 建築リニューアル・リフォーム工事等の請負及びこれらに関連する事業     |
| 華熊營造股份有限公司        | 百万NT\$<br>1,320 | 100.00 %         | 建築工事等の請負及びこれらに関連する事業                 |

上記の重要な子会社 4 社を含む連結子会社は 7 社、持分法適用関連会社は 3 社であります。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、主として建設事業及びその周辺関連事業を行っております。主な事業会社である当社は、建設業法により特定建設業者『(特－4) 第1200号』として国土交通大臣許可を受け、土木、建築並びにこれらに関する事業を行っております。

(8) 主要な営業所等

- ① 当 社  
本 店 福井市中央 2 丁目 6 番 8 号  
東京本社 東京都新宿区津久戸町 2 番 1 号  
支 店 北海道支店（北海道札幌市）、東北支店（宮城県仙台市）、首都圏支店（東京都新宿区）、東京建築支店（東京都新宿区）、名古屋支店、北陸支店（石川県金沢市）、関西支店（大阪府大阪市）、中四国支店（広島県広島市）、四国支店（香川県高松市）、九州支店（福岡県福岡市）、沖縄支店（沖縄県那覇市）  
技術研究所（茨城県つくば市）  
海外拠点 ベトナム、インドネシア、ミャンマー

② 主要な子会社

株式会社ガイアート（東京都新宿区）  
 テクノス株式会社（愛知県豊川市）  
 ケーアンドイー株式会社（東京都千代田区）  
 華熊營造股份有限公司（台湾）

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

| 従 業 員 数            | 前連結会計年度末比増減       |
|--------------------|-------------------|
| 4,536 <sup>名</sup> | +104 <sup>名</sup> |

(注) 従業員数は就業人員数であります。

② 当社の従業員の状況

| 従 業 員 数            | 前事業年度末比増減        | 平 均 年 齢           | 平均勤続年数            |
|--------------------|------------------|-------------------|-------------------|
| 2,709 <sup>名</sup> | +55 <sup>名</sup> | 44.0 <sup>歳</sup> | 18.7 <sup>年</sup> |

(注) 従業員数は就業人員数であります。

(10) 主要な借入先

| 借 入 先                   | 借 入 額  |
|-------------------------|--------|
|                         | 百万円    |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行     | 11,750 |
| 三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社 | 6,235  |
| 株 式 会 社 群 馬 銀 行         | 3,410  |
| 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行   | 3,355  |
| 株 式 会 社 北 陸 銀 行         | 2,612  |

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 71,400,000株
- (2) 発行済株式の総数 43,285,560株（うち自己株式 74,626株）
- (3) 株 主 数 29,944名（前事業年度末比 1,978名減）
- (4) 大株主（上位10名）

| 株 主 名                                                                                         | 持株数（千株） | 持株比率（％） |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------|---------|---------|
| 住 友 林 業 株 式 会 社                                                                               | 9,361   | 21.66   |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）                                                                       | 5,545   | 12.83   |
| 株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 ）                                                           | 3,501   | 8.10    |
| 熊 谷 組 取 引 先 持 株 会                                                                             | 2,366   | 5.48    |
| GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL                                                                   | 1,657   | 3.84    |
| CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL                                                             | 1,499   | 3.47    |
| STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103                                                    | 866     | 2.00    |
| J. P. MORGAN SECURITIES PLC FOR AND ON BEHALF OF ITS CLIENTS JPMSP RE CLIENT ASSETS-SEGR ACCT | 793     | 1.84    |
| MSIP CLIENT SECURITIES                                                                        | 563     | 1.30    |
| 熊 谷 組 持 株 会                                                                                   | 501     | 1.16    |

（注） 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (5) 当事業年度中に当社役員（当社役員であった者を含む）に対して職務執行の対価として 交付された株式の状況

|                           | 株式数                  | 交付された者の人数 |
|---------------------------|----------------------|-----------|
| 取 締 役 （ 社 外 取 締 役 を 除 く ） | (19,173株)<br>13,423株 | 3名        |

（注） 信託を用いた株式報酬制度に基づく交付株式数を記載しております。当該株式報酬制度の概要は4. 会社役員に関する事項に記載のとおりです。なお当該株式報酬制度に基づき、対象者が受給権を得た株式

数の一部を信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付しております。対象者が受給権を得た株式数は（ ）内にあります。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

| 地 位              | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                    |
|------------------|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役会長            | 櫻 野 泰 則 |                                                                                                 |
| 取締役社長<br>(代表取締役) | 上 田 真   |                                                                                                 |
| 取 締 役<br>(代表取締役) | 岡 市 光 司 | 技術担当、安全担当、品質・環境担当、新事業担当、国際事業担当、住友林業(株)協業推進担当                                                    |
| ○ 取 締 役          | 谷 口 弘 恭 | 管理本部長、コンプライアンス担当、危機管理担当                                                                         |
| ○ 取 締 役          | 小 野 哲 男 | 土木事業本部長                                                                                         |
| ○ 取 締 役          | 伊 藤 泰 治 | 建築事業本部長                                                                                         |
| 取 締 役            | 佐 藤 建   | 住友林業株式会社特別顧問                                                                                    |
| 取 締 役            | 吉 田 栄   |                                                                                                 |
| 取 締 役            | 岡 田 茂   |                                                                                                 |
| 取 締 役            | 桜 木 君 枝 | 会津大学大学院特任教授、東洋紡株式会社社外取締役、いすゞ自動車株式会社社外取締役（監査等委員）                                                 |
| 取 締 役            | 奈 良 正 哉 | 鳥飼総合法律事務所パートナー、理想科学工業株式会社社外監査役、株式会社タムロン社外取締役（監査等委員）                                             |
| 常勤監査役            | 川野輪 政 浩 |                                                                                                 |
| 監 査 役            | 山 田 章 雄 | 山田章雄公認会計士事務所、株式会社NITTAN社外監査役、公益財団法人ファイザーヘルスリサーチ振興財団監事、楽天インシュアランスホールディングス株式会社社外監査役、株式会社内田洋行社外監査役 |
| 監 査 役            | 上 田 美 帆 | サンライズ法律事務所パートナー、株式会社リーガルコーポレーション社外取締役、ジェコス株式会社社外監査役                                             |

- (注) 1. 取締役吉田 栄、岡田 茂、桜木君枝及び奈良正哉の各氏は社外取締役であります。
2. 監査役山田章雄及び上田美帆の両氏は社外監査役であります。
3. 取締役吉田 栄、岡田 茂、桜木君枝、奈良正哉、監査役山田章雄及び上田美帆の各氏は、東京証券取引所の定めに基づく一般株主と利益相反を生じるおそれのない独立役員として届け出ております。
4. ○印は2024年6月27日開催の第87期定時株主総会において新たに選任された取締役であります。
5. 監査役川野輪政浩氏は当社の財務部長を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役山田章雄氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 当事業年度中の退任取締役
- |       |         |                |
|-------|---------|----------------|
| 取 締 役 | 嘉 藤 好 彦 | (2024年6月27日退任) |
| 取 締 役 | 小 川 嘉 明 | (2024年6月27日退任) |
| 取 締 役 | 日 高 功 二 | (2024年6月27日退任) |

当社は執行役員制度を導入しております。2025年3月31日現在の執行役員は次のとおりであります。

|          |         |      |           |
|----------|---------|------|-----------|
| *執行役員社長  | 上 田 真   | 執行役員 | 中 山 猛     |
| *執行役員副社長 | 岡 市 光 司 | 執行役員 | 林 大 輔     |
| *専務執行役員  | 谷 口 弘 恭 | 執行役員 | 木 下 剛     |
| *専務執行役員  | 小 野 哲 男 | 執行役員 | 五十嵐 智 彦   |
| *専務執行役員  | 伊 藤 泰 治 | 執行役員 | 久保田 泰 史   |
| 専務執行役員   | 大 野 雅 紀 | 執行役員 | 坂 井 秀 行   |
| 専務執行役員   | 梶 山 雅 生 | 執行役員 | 山 下 正 治   |
| 常務執行役員   | 築 田 秀 之 | 執行役員 | 山 崎 英 樹   |
| 常務執行役員   | 萩 田 義 夫 | 執行役員 | 下 川 智 男   |
| 常務執行役員   | 柏 原 貴 彦 | 執行役員 | 高 崎 裕     |
| 常務執行役員   | 山 下 雅 人 | 執行役員 | 岩 崎 肇     |
| 常務執行役員   | 若 林 誠   | 執行役員 | 大 本 晋 士 郎 |
| 常務執行役員   | 平 野 讓   | 執行役員 | 清 水 直 博   |
| 執行役員     | 増 森 秀 樹 |      |           |

- (注) 1. \*印は取締役兼務であります。
2. 2025年3月31日付をもって専務執行役員大野雅紀氏及び常務執行役員築田秀之氏は執行役員を退任いたしました。
3. 2025年4月1日付にて執行役員の地位が次のとおり変更となりました。
- |        |         |       |       |
|--------|---------|-------|-------|
| 専務執行役員 | 柏 原 貴 彦 | ◎執行役員 | 中 村 圭 |
| 常務執行役員 | 増 森 秀 樹 | ◎執行役員 | 伊 藤 潔 |
- (注) ◎印は新任執行役員であります。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役、非常勤の非業務執行取締役及び監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険期間は1年で、毎年9月に契約を更新しています。当該保険契約の内容の概要は以下のとおりであります。

### ① 被保険者の範囲

当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員

### ② 保険料の負担

全額を当社及び当社子会社が負担

### ③ 填補の対象とされる保険事故の概要

被保険者が自らの職務の執行に関して損害賠償責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることに伴い発生する損害（損害賠償金、争訟費用等）

### ④ 当該保険契約によって被保険者である当社役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置

被保険者の故意による犯罪行為、法令違反又は違法に得た私的利益に起因する損害賠償請求に関しては填補の対象外とするなどの免責事項を設けております。

## (4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、指名・報酬諮問委員会の答申内容を踏まえて、取締役会において決議しており、その概要は以下のとおりであります。

#### 1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、持続的な企業価値向上を図るインセンティブとして適切に機能するよう、株主利益と連動する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、各取締役の報酬は、金銭報酬（固定報酬及び賞与）並びに株式報酬により構成し、監督機能を担う社

外取締役及び非常勤の非業務執行取締役については、金銭報酬（固定報酬のうち、役位に応じた報酬）のみとする。

## 2. 個人別の報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針 （固定報酬）

月例の金銭報酬である固定報酬は、役位に応じた報酬と業績への貢献実績に応じた報酬で構成され、株主総会が決定した取締役報酬総額の限度内において、従業員の給与水準並びに世間相場等を勘案して、指名・報酬諮問委員会の答申結果を踏まえながら、取締役会で決定する。なお、各取締役の業績への貢献実績に応じた報酬については、取締役会が決定する役位に応じた標準報酬額に各取締役の前年度の業績計画への貢献実績（評価）を反映する。各取締役の評価は、全社及び部門別の業績達成度と役割達成度並びに非財務目標達成度（ESG評価）により決定する。また、取締役会は評価の決定を代表取締役社長に委任し、当該委任が適切に実施されるよう、代表取締役社長は評価結果について、指名・報酬諮問委員会の諮問を受けるものとする。

### （賞 与）

臨時の金銭報酬である賞与は、業績に連動し臨時に支払うものとし、株主総会が決定した取締役報酬総額の限度内において、各事業年度の業績、貢献実績等を総合的に勘案して、指名・報酬諮問委員会の答申結果を踏まえながら、取締役会で決定する。

### （株式報酬）

株式報酬は、取締役（社外取締役及び非常勤の非業務執行取締役を除く）に対し、各事業年度毎に役位及び別途当社が選定する同業他社と比較した株主総利回り（TSR）に応じたポイントを付与し、原則として毎年の一定の時期に株式を交付する信託を用いた株式報酬制度とし株式交付にあたっての基準や手続きについては、取締役会が定める株式交付規程により決定する。

## 3. 個人別の報酬等の額に関する種類別の報酬割合の決定に関する方針

取締役（社外取締役及び非常勤の非業務執行取締役を除く）の種類別の報酬割合については、取締役に對するインセンティブとして適切に機能する割合となるよう、指名・報酬諮問委員会の答申結果を踏まえながら、取締役会で決定する。

なお、取締役の個人別の報酬等の内容は、上記の決定方針に定める手続きを経て決定されたものであること、とりわけ社外取締役が過半数を占める指名・報酬諮問委員会における慎

重な検討を踏まえたものとなっていることから、取締役会は当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が上記決定方針に沿うものであると判断しております。

(参考)

取締役（社外取締役および非業務執行取締役を除く）に対する報酬構成イメージ

※（ ）内は報酬額全体における標準的な報酬割合



※賞与については、業績が計画値を大きく上回った場合に支給を検討する。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額

|              |                                      |
|--------------|--------------------------------------|
| 決議日          | 2001年1月24日（臨時株主総会）                   |
| 決議内容の概要      | 月額30百万円以内<br>なお使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。 |
| 決議に係る会社役員の員数 | 取締役13名                               |

取締役の株式報酬の額及び内容

|              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 決議日          | 2024年6月27日（第87期定時株主総会）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 決議内容の概要      | 当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が、当該信託を通じて各取締役に對して交付される株式報酬制度を導入する。当該制度において取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、当社が拠出する金銭の上限は当該制度の対象期間の事業年度数に75百万円を乗じた金額、また当該制度の対象者に付与されるポイント総数の上限は1事業年度あたり合計75,000ポイントとし、対象者は役位、及び業績目標の達成度等に応じ、ポイントの付与を受け、1ポイントにつき1株として当社株式の交付を受ける。ただし、株式交付に当たっては、当社と取締役との間に譲渡制限期間及び無償取得事由についての譲渡制限契約を締結する。 |
| 決議に係る会社役員の員数 | 取締役6名（社外取締役は除く）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |

監査役の金銭報酬の額

|              |                         |
|--------------|-------------------------|
| 決議日          | 1988年12月16日（第51期定時株主総会） |
| 決議内容の概要      | 月額5百万円以内                |
| 決議に係る会社役員の員数 | 監査役3名                   |

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の決議に基づき、代表取締役社長上田 真が取締役個人の報酬額の具体的内容の一部を決定しており、その権限の内容は固定報酬のうち業績への貢献実績についての各取締役の評価決定であります。この権限を委任した理由は、同氏が各取締役の担当に照らして全社及び部門別の業績達成度と役割達成度を俯瞰的に評価することができると判断したものであります。なお委任された権限が適切に行使されるよう、評価決定にあたっては社外取締役が過半数を占める指名・報酬諮問委員会の諮問を受けるものとしております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 役員区分             | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) |          |           | 対象となる<br>役員の員数<br>(人) |
|------------------|-----------------|------------------|----------|-----------|-----------------------|
|                  |                 | 固定報酬             | 業績連動報酬   | 非金銭報酬等    |                       |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 273<br>(43)     | 251<br>(43)      | －<br>(－) | 21<br>(－) | 14<br>(4)             |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 39<br>(21)      | 39<br>(21)       | －<br>(－) | －<br>(－)  | 3<br>(2)              |

- (注) 1. 非金銭報酬等は、信託を用いた株式報酬制度に基づく当事業年度における株式給付引当金繰入額を記載しております。当該株式報酬制度の内容は②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会決議に関する事項に記載のとおりであります。なお当事業年度は当該株式報酬制度に基づき、取締役（取締役であった者を含む）に対して株式を交付しておりますが、当該株式の交付状況は、2.会社の株式に関する事項に記載のとおりです。
2. 月例の金銭報酬である固定報酬は、役位に応じた報酬（固定額）と業績への貢献実績に応じた報酬（貢献実績反映部分）で構成され、固定額と貢献実績反映部分の標準的な報酬割合は、概ね70％：30％であります（社外取締役と非常勤の非業務執行取締役は固定額のみ支給）。なお、当事業年度における固定報酬に含まれる貢献実績反映部分は49百万円であります。

## (5) 社外役員に関する事項

取締役吉田 栄、岡田 茂、桜木君枝及び奈良正哉の各氏は社外取締役であります。また、監査役山田章雄及び上田美帆の両氏は社外監査役であります。

### ① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

桜木取締役は会津大学大学院特任教授、東洋紡株式会社社外取締役及びいすゞ自動車株式会社社外取締役（監査等委員）であります。各兼職先と当社との間には、重要な関係はありません。

奈良取締役は鳥飼総合法律事務所パートナー、理想科学工業株式会社社外監査役及び株式会社タムロン社外取締役（監査等委員）であります。各兼職先と当社との間には、重要な関係はありません。

山田監査役は山田章雄公認会計士事務所公認会計士、株式会社NITTAN社外監査役、公益財団法人ファイザーヘルスリサーチ振興財団監事、楽天インシュアランスホールディングス株式会社社外監査役及び株式会社内田洋行社外監査役であります。各兼職先と当社との間には、重要な関係はありません。

上田監査役はサンライズ法律事務所パートナー、株式会社リーガルコーポレーション社外取締役及びジェコス株式会社社外監査役であります。各兼職先と当社との間には、重要な関係はありません。

### ② 主な活動状況

吉田取締役は、当事業年度開催の取締役会17回全てに出席し、主に異業種の生産部門担当役員として経営に参画して培われた豊富な経験と幅広い見識から必要に応じ発言を行っております。このほか指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度開催の委員会4回全てに出席することなどにより、独立した客観的立場から取締役の人事及び各取締役の評価を検討するなど、取締役会の監督に務めております。

岡田取締役は、当事業年度開催の取締役会17回全てに出席し、主に異業種の経営者としての経営実績から培われた豊富な経験と幅広い見識から必要に応じ発言を行っております。このほか指名・報酬諮問委員会の委員長として、当事業年度開催の委員会4回全てに出席し、議事進行することなどにより、独立した客観的立場から取締役の人事及び各取締役の評価を検討するなど、取締役会の監督に務めております。

桜木取締役は、当事業年度開催の取締役会17回全てに出席し、主に企業倫理・コンプライアンスなどの分野に関する豊富な経験及び異業種の社外取締役等として培われた幅広い見識から、必要に応じ発言を行っております。このほか指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度開催の委員会4回全てに出席することなどにより、独立した客観的立場から

取締役の人事及び各取締役の評価を検討するなど、取締役会の監督に務めております。

奈良取締役は、当事業年度開催の取締役会17回全てに出席し、金融機関の運用部門担当役員や常勤監査役として経営に参画・関与した豊富な経験や、弁護士としての専門的見地及び異業種の社外監査役等として培われた幅広い見識から必要に応じて発言を行っております。このほか指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度開催の委員会4回全てに出席することなどにより、独立した客観的立場から取締役の人事及び各取締役の評価を検討するなど、取締役会の監督に務めております。

山田監査役は、当事業年度開催の取締役会17回全てに、また監査役会13回全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から必要に応じて発言を行っております。

上田監査役は、当事業年度開催の取締役会17回全てに、また監査役会13回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から必要に応じて発言を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額

60百万円

- ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

80百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画との実績状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。
3. 当社の子会社である株式会社ガイアートは、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である、総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置に係る確認書類として利用するため、「合意された手続業務」を委託し、その対価を支払っております。
4. 当社の子会社である華熊營造股份有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士の監査を受けております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当すると判断した場合は、監査役会規則に則り、監査役会における監査役全員の同意によって解任いたします。この場合、監査役会の選定した監査役が、解任後最初の株主総会において、解任した旨及びその理由を説明いたします。また、そのほか会計監査人であることにつき支障があると判断されたときには、監査役会の決議により解任又は不再任の議案を株主総会に提出いたします。

# 連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

|                 |                  |
|-----------------|------------------|
| 資産の部            | 百万円              |
| <b>流動資産</b>     | <b>[357,413]</b> |
| 現金預金            | 50,156           |
| 受取手形・完成工事未収入金等  | 264,450          |
| 未成工事支出金         | 7,255            |
| 未収入金            | 32,113           |
| その他             | 3,502            |
| 貸倒引当金           | △65              |
| <b>固定資産</b>     | <b>[105,120]</b> |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>(32,472)</b>  |
| 建物・構築物          | 10,347           |
| 機械、運搬具及び工具器具備品  | 2,161            |
| 土地              | 19,638           |
| リース資産           | 267              |
| 建設仮勘定           | 57               |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>(1,725)</b>   |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>(70,922)</b>  |
| 投資有価証券          | 50,372           |
| 長期貸付金           | 9,324            |
| 長期営業外未収入金       | 98               |
| 破産更生債権等         | 30               |
| 繰延税金資産          | 3,488            |
| その他             | 7,833            |
| 貸倒引当金           | △225             |
| <b>資産合計</b>     | <b>462,533</b>   |

|                    |                  |
|--------------------|------------------|
| 負債の部               | 百万円              |
| <b>流動負債</b>        | <b>[229,398]</b> |
| 支払手形・工事未払金等        | 102,267          |
| 電子記録債務             | 43,502           |
| 短期借入金              | 8,109            |
| 未払法人税等             | 1,372            |
| 未成工事受入金            | 22,761           |
| 預り金                | 36,636           |
| 完成工事補償引当金          | 609              |
| 工事損失引当金            | 2,367            |
| 賞与引当金              | 4,144            |
| その他                | 7,626            |
| <b>固定負債</b>        | <b>[51,305]</b>  |
| 長期借入金              | 34,026           |
| 株式給付引当金            | 263              |
| 退職給付に係る負債          | 16,316           |
| その他                | 698              |
| <b>負債合計</b>        | <b>280,703</b>   |
| 純資産の部              |                  |
| <b>株主資本</b>        | <b>[168,143]</b> |
| 資本金                | 30,108           |
| 資本剰余金              | 15,170           |
| 利益剰余金              | 123,852          |
| 自己株式               | △987             |
| <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>[13,686]</b>  |
| その他有価証券評価差額金       | 11,467           |
| 繰延ヘッジ損益            | 4                |
| 為替換算調整勘定           | 2,282            |
| 退職給付に係る調整累計額       | △67              |
| <b>純資産合計</b>       | <b>181,829</b>   |
| <b>負債純資産合計</b>     | <b>462,533</b>   |

# 連結損益計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

| 売上高             | 百万円     |         |
|-----------------|---------|---------|
| 完成工事高           | 498,581 | 498,581 |
| 売上原価            |         |         |
| 完成工事原価          | 460,266 | 460,266 |
| 売上総利益           |         |         |
| 完成工事総利益         | 38,315  | 38,315  |
| 販売費及び一般管理費      | 24,016  |         |
| 営業利益            |         | 14,299  |
| 営業外収益           |         |         |
| 受取利息及び配当金       | 1,205   |         |
| 持分法による投資利益      | 157     |         |
| その他             | 85      | 1,448   |
| 営業外費用           |         |         |
| 支払利息            | 571     |         |
| 投資事業組合運用損       | 282     |         |
| シンジケートローン手数料    | 238     |         |
| その他             | 244     | 1,336   |
| 経常利益            |         | 14,411  |
| 特別利益            |         |         |
| 投資有価証券売却益       | 52      |         |
| その他             | 11      | 63      |
| 特別損失            |         |         |
| 関係会社株式評価損       | 335     |         |
| 損害賠償金           | 204     |         |
| 訴訟関連損失          | 89      |         |
| その他             | 45      | 674     |
| 税金等調整前当期純利益     |         | 13,799  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 3,646   |         |
| 法人税等調整額         | 798     | 4,445   |
| 当期純利益           |         | 9,354   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |         | 9,354   |

### 貸借対照表

(2025年3月31日現在)

| 資産の部            | 百万円              | 負債の部            | 百万円              |
|-----------------|------------------|-----------------|------------------|
| <b>流動資産</b>     | <b>[287,975]</b> | <b>流動負債</b>     | <b>[193,919]</b> |
| 現金預金            | 21,856           | 支払手形            | 94               |
| 受取手形            | 1,101            | 電子記録債務          | 41,726           |
| 完成工事未収入金        | 229,866          | 工事未払金           | 72,970           |
| 未成工事支出金         | 5,967            | 短期借入金           | 11,909           |
| 未収入金            | 26,625           | リース債務           | 16               |
| その他             | 2,585            | 未払法人税等          | 558              |
| 貸倒引当金           | △27              | 未成工事受入金         | 20,873           |
|                 |                  | 預り金             | 34,418           |
|                 |                  | 完成工事補償引当金       | 564              |
| <b>固定資産</b>     | <b>[92,474]</b>  | 工事損失引当金         | 2,245            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>(24,489)</b>  | 賞与引当金           | 2,713            |
| 建物・構築物          | 6,470            | その他             | 5,827            |
| 機械・運搬具          | 750              |                 |                  |
| 工具器具・備品         | 460              | <b>固定負債</b>     | <b>[48,643]</b>  |
| 土地              | 16,680           | 長期借入金           | 34,026           |
| リース資産           | 89               | リース債務           | 65               |
| 建設仮勘定           | 37               | 株式給付引当金         | 263              |
|                 |                  | 退職給付引当金         | 13,867           |
|                 |                  | その他             | 420              |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>(1,583)</b>   | <b>負債合計</b>     | <b>242,563</b>   |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>(66,400)</b>  | 純資産の部           |                  |
| 投資有価証券          | 11,361           | <b>株主資本</b>     | <b>[126,464]</b> |
| 関係会社株式          | 35,108           | 資本金             | 30,108           |
| その他の関係会社有価証券    | 7,624            | 資本剰余金           | 15,170           |
| 長期貸付金           | 9,117            | 資本準備金           | 7,000            |
| 長期前払費用          | 75               | その他資本剰余金        | 8,170            |
| 繰延税金資産          | 2,359            | <b>利益剰余金</b>    | <b>82,041</b>    |
| その他             | 755              | 利益準備金           | 559              |
| 貸倒引当金           | △1               | その他利益剰余金        | 81,481           |
| <b>資産合計</b>     | <b>380,449</b>   | 繰越利益剰余金         | 81,481           |
|                 |                  | <b>自己株式</b>     | <b>△856</b>      |
|                 |                  | <b>評価・換算差額等</b> | <b>[11,421]</b>  |
|                 |                  | その他有価証券評価差額金    | 11,417           |
|                 |                  | 繰延ヘッジ損益         | 4                |
|                 |                  | <b>純資産合計</b>    | <b>137,886</b>   |
|                 |                  | <b>負債純資産合計</b>  | <b>380,449</b>   |

### 損益計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

| 売上高               | 百万円     |              |
|-------------------|---------|--------------|
| 完成工事高             | 372,294 | 372,294      |
| <b>売上原価</b>       |         |              |
| 完成工事原価            | 346,073 | 346,073      |
| <b>売上総利益</b>      |         |              |
| 完成工事総利益           | 26,220  | 26,220       |
| <b>販売費及び一般管理費</b> |         | 18,434       |
| <b>営業利益</b>       |         | <b>7,786</b> |
| <b>営業外収益</b>      |         |              |
| 受取利息及び配当金         | 2,524   |              |
| その他               | 80      | 2,604        |
| <b>営業外費用</b>      |         |              |
| 支払利息              | 612     |              |
| 投資事業組合運用損         | 282     |              |
| シンジケートローン手数料      | 238     |              |
| その他               | 216     | 1,349        |
| <b>経常利益</b>       |         | <b>9,041</b> |
| <b>特別利益</b>       |         |              |
| 投資有価証券売却益         | 52      |              |
| その他               | 2       | 54           |
| <b>特別損失</b>       |         |              |
| 損害賠償金             | 146     |              |
| 訴訟関連損失            | 89      |              |
| 関係会社株式評価損         | 59      |              |
| その他               | 4       | 299          |
| <b>税引前当期純利益</b>   |         | <b>8,796</b> |
| 法人税、住民税及び事業税      | 1,994   |              |
| 法人税等調整額           | 570     | 2,564        |
| <b>当期純利益</b>      |         | <b>6,231</b> |

# 連結計算書類に係る会計監査人監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月14日

株式会社 熊 谷 組  
取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人  
東 京 事 務 所  
指定社員 公認会計士 榎 本 尚 子  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 菅 野 進  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社熊谷組の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社熊谷組及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年5月14日

株式会社 熊 谷 組  
取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人  
東 京 事 務 所  
指定社員 公認会計士 榎 本 尚 子  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 菅 野 進  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社熊谷組の2024年4月1日から2025年3月31日までの第88期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第88期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月14日

|       |   |   |   |       |
|-------|---|---|---|-------|
| 株式会社  | 熊 | 谷 | 組 | 監査役会  |
| 常勤監査役 | 川 | 野 | 輪 | 政 浩 ⑩ |
| 社外監査役 | 山 | 田 | 章 | 雄 ⑩   |
| 社外監査役 | 上 | 田 | 美 | 帆 ⑩   |

以 上

### リゾナーレ福井の起工式を執り行いました ～2027年秋開業予定～



当社は、2025年3月31日福井県勝山市にてリゾートホテル「リゾナーレ福井」の起工式を執り行いました。

本計画地は、世界3大恐竜博物館の一つである福井県立恐竜博物館が所在するかつやま恐竜の森（長尾山総合公園）内に位置します。当社は、勝山市が管理するこの公園において、民間活力を利用して観光振興を図る、Park-PFI（※1）のスキームを活用した官民連携事業の施設を整備・所有し、本事業に設計・施工だけでなく事業者として参画する事で、創業の地である福井で末永く貢献できる事業となります。

※1 Park-PFI（公募設置管理制度）について 参照：国土交通省 <https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/content/001329492.pdf>

星野リゾート（本社：長野県北佐久郡軽井沢町 代表：星野 佳路）が展開する「リゾナーレ」は、その土地の特性を活かした空間デザインと豊富なアクティビティをそなえ、地域や季節ならではの体験ができるリゾートホテルです。「リゾナーレ」ブランドは北陸エリアへの初進出となります。「リゾナーレ福井」の開業は2027年秋を予定しています。

#### ■「リゾナーレ福井」について

当施設は、貴重な動植物が生息する長尾山の豊かな自然環境に溶け込むように建設されます。外観は、アカマツが群生する長尾山の森に馴染む、まつぼっくりを想起させる円柱形のデザインです。その豊かな自然環境を活かし、四季折々の自然に包まれるような眺望や、多様な屋外アクティビティを楽しむことができる計画です。また、かつやま恐竜の森園内という立地条件を活かし、福井県立恐竜博物館をはじめとした園内の多様なコンテンツと連携し、ここでしかできない特別な体験を創出してまいります。

## ■ 熊谷組の本事業での取り組み

本事業は、2021年の公募型プロポーザルにおいて、当社を含む企業グループが事業者として選定され、計画を進めてきました。ホテル運営だけではなく、公園全体の維持管理運営を担い、公園全体の魅力向上、にぎわい創出を目指す事業となります。当社を中心として設立したK Gディノ・リゾートが施設を整備・所有し、星野リゾートグループがホテルの運営を行います。

### 宿泊施設計画概要

施設名称：リゾナーレ福井

所在地：福井県勝山市村岡町寺尾51-11  
(かつやま恐竜の森園内)

延床面積：12,684.28㎡

客室数：100室

階数：地上8階地下1階

事業者：K Gディノ・リゾート（熊谷組グループ企業）

運営者：星野リゾートグループ

施工者：熊谷組・大北久保建設・ガイド建設・大野建設工業 共同企業体

建築設計：熊谷組一級建築士事務所／黒川紀章建築都市設計事務所

デザイン・ブランド監修：クライン ダイサム アーキテクト (KDa)

ランドスケープ設計：オンサイト計画設計事務所  
(studio on site)

開業時期：2027年秋

## ウェブサイトで当社の最新情報をご覧ください。

### ■ 最新の「施工実績物件」や「株主・投資家情報」をご覧ください。

企業情報 サスナビリティ 技術・ソリューション **実績紹介** **株主・投資家情報**

HPはこちら

熊谷組

実績紹介 Projects

| 項目     | 内容                  |
|--------|---------------------|
| 名称     | 熊谷組                 |
| 業種     | 建設業                 |
| 所在地    | 〒910-0001 福井県福井市    |
| TEL    | 0776-22-1111        |
| FAX    | 0776-22-1112        |
| E-MAIL | info@kumagumi.co.jp |

当社の施工実績を条件別で検索でき、ご覧いただくことができます。ぜひご参照ください。

株主・投資家情報

| 項目     | 内容                  |
|--------|---------------------|
| 名称     | 熊谷組                 |
| 業種     | 建設業                 |
| 所在地    | 〒910-0001 福井県福井市    |
| TEL    | 0776-22-1111        |
| FAX    | 0776-22-1112        |
| E-MAIL | info@kumagumi.co.jp |

株主様向けの各種情報を取りまとめております。

### ■ 熊谷組の年度活動映像「くまがいニュース2025」は7月以降に公開予定です。

「くまがいニュース2025」は2024年度の代表的な竣工物件、技術開発、トピックスを紹介予定です。公開までしばらくお待ちください。  
現在は、過去の「くまがいニュース」を掲載しています。

くまがいニュース



# 株主総会会場ご案内図

開催  
日時

2025年6月27日（金曜日）午前10時

開催  
場所

東京都新宿区津久戸町2番1号  
当社 東京本社 大会議室  
電話03-3260-2111（大代表）



交通

J R

飯田橋駅東口より徒歩5分

東京メトロ有楽町線・南北線・東西線

飯田橋駅（出口B1）より徒歩3分

都営地下鉄大江戸線

飯田橋駅（出口C1）より徒歩2分